5月の日程 26 夏闘は6月中旬まで

アンケートに答えて強い要求に

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 289(17−11)
2026年4月30日

Tel:03-5756-8690 URL http://www.jlu.co.jp e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	5月の取り組み	日付	5月の取り組み
1	中央メーデー（代々木公園）10:00～	16	
2		17	
3		18	2025 通期決算説明会
4		19	
5		20	
6		21	
7	フェニックスビラ 7:30～8:30	22	
8		23	
9		24	
10		25	
11		26	PM 中央執行委員会
12	PM 中央執行委員会	27	
13	17-05 中央委員会	28	
14		29	
15		30	
		31	

要求決定後も 26 夏闘 JAL グループ全社員アンケートは継続します

納得感のある「社宅・寮」選定を

26 夏闘でも転勤・単身赴任問題を団交の議題にしていきますが、転勤経験者の皆さん、物件選びに納得感はありますか？

社宅・寮選び よく聞く話

- **物件の数が出てこない**
- **条件に合わないものばかり**
- **いい物件があっても紹介されない**



～26 春闘回答～

地方(首都圏以外の地区)における社宅・寮制度

社有寮のない地方で借上げ物件に入居する場合、上限家賃額を超えた物件の選択を可能にします。社員の負担額は上限額の範囲内であれば家賃の30%です。一方で、上限額を超えた場合の差額は社員負担といたします。

これを前進回答と受け止めますが、上限額は社宅 13 万円、寮 8 万円（首都圏地区以外の政令指定都市は 1 万円加算）のままで据え置かれています。4 月の規定変更を見ると、これまで首都圏地区と地方で分かりにくかった表現が整理されました。借上げ寮に入居する場合、従来は初期費用の自己負担はないとの認識もありましたが、今回確認したところ、上限額を超えた分は礼金にも適用され、礼金 2ヵ月の物件では地方でも自己負担となる運用でした。会社は、上限家賃内かつ礼金 1ヵ月以内の物件を条件に紹介しているため、実際には自己負担となる例は少なかったと説明しています。

しかし、賃貸相場が上昇する中、この条件だけで納得できる物件が十分に見つかるのでしょうか。制度変更の十分な周知、上限家賃の見直し、物件選択の柔軟化など、転勤する側の立場に立った制度づくりが求められます。

約 5 年も住む家 本人の希望を大切に

退職後の資金は〈中央ろうきん〉へ

詳しいチラシはこちらから

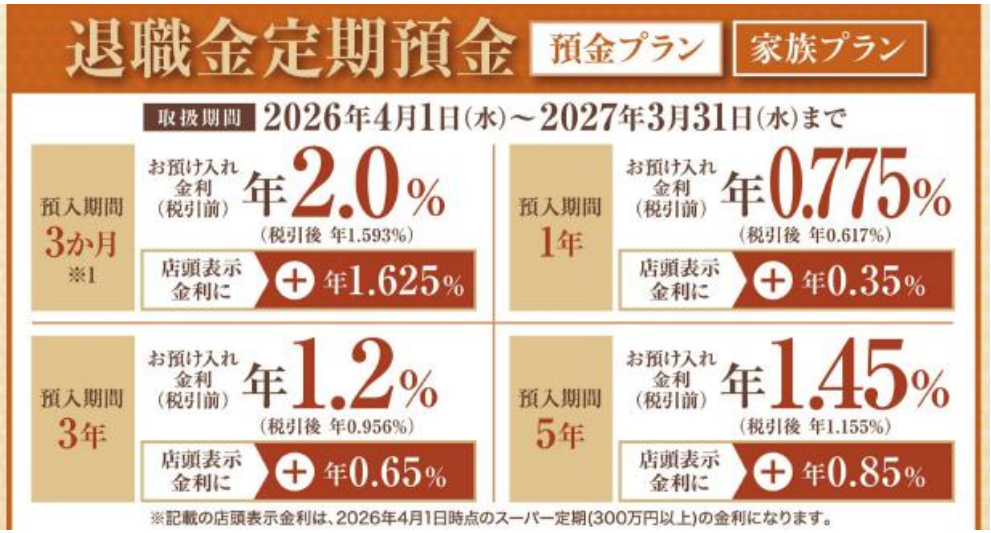

今年度定年退職を迎える方にはさらに朗報

① 退職金振込予約票を提出
② 定期預金・投資信託に 500 万円以上入金

豪華「体験ギフト」プレゼント

例えば…

- パーソナルストレッチ
- 乗馬体験
- 会津でスノーシュー体験
- ヘッドスパ ボディトリートメント
- 三浦半島で野菜収穫体験
- 楽器レッスン ピアノ・ギター・サックス
- 那須塩原で渓流釣り

選べる体験ギフトの詳細はこちらから→

【J-WING289（17-11）号 2026,04,30】